給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号

北海道小樽市豊川町15番12号　ソレイユ咲203号
再生債務者　柏木　正文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年7月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年7月13日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（再ロ）第１号

秋田県仙北郡美郷町千屋字善知鳥221番地
再生債務者　煙山　真吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年7月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年7月13日　秋田地方裁判所大曲支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成１９年（再ロ）第５号

鳥取県倉吉市和田792番地1
再生債務者　中村　高志
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条2号に定める事由がある。
平成22年7月12日　鳥取地方裁判所倉吉支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により、次の免許状は失効した。
平成22年7月22日　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
秋馬　隆、埼玉県、千葉県教育委員会
ア　中学校教諭1種免許状（理科）
イ　高等学校教諭1種免許状（理科）
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により、次の免許状は失効した。
平成22年7月22日　長崎県教育委員会
1　氏名　平山小次郎　本籍地　長崎県
(1)　小学校教諭2種免許状
免許状の番号　平14小二種第227号
授与年月日　平成15年3月25日
授与権者　長崎県教育委員会
(2)　中学校教諭1種免許状（保健体育）
免許状の番号　平14中一種第451号
授与年月日　平成15年3月25日
授与権者　長崎県教育委員会
(3)　高等学校教諭1種免許状（保健体育）
免許状の番号　平14高一種第648号
授与年月日　平成15年3月25日
授与権者　長崎県教育委員会
2　失効年月日　平成22年5月19日

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年七月十二日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年七月二十二日
岩手県盛岡市松尾町一七番九号
(甲)　社団法人岩手県建設業協会
会長　宇部　貞宏
岩手県盛岡市松尾町一七番九号
(乙)　社団法人岩手県土木施工管理技士会
会長　宇部　貞宏
岩手県盛岡市松尾町一七番九号
(丙)　財団法人岩手県建設業教育訓練基金
理事長　宇部　貞宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十一日
掲載頁　八十五頁（号外第一二九号）
平成二十二年七月二十一日
東京都千代田区内幸町一丁目三番一号
(甲)　東洋製罐株式会社
代表取締役　金子　俊治
埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼二五番地
(乙)　東洋電解株式会社
代表取締役　森　章次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.gepolymerland.co.jp/kessan/
平成二十二年七月二十一日
東京都千代田区霞が関三丁目二番六号
(甲)　ＳＡＢＩＣイノベーティブプラスチックスジャパン合同会社
代表社員　SABIC Innovative Plastics Holding B.V.
職務執行者　秦　孝之
東京都千代田区霞が関三丁目二番六号
(乙)　ＳＡＢＩＣポリマーランドジャパン株式会社
代表取締役　秦　孝之

合併公告

法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十二年六月三十日
掲載頁　三頁
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月三十日
掲載頁　三四六頁（号外第一三七号）
平成二十二年七月二十一日
東京都中央区晴海一丁目八番一一号
(甲)　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
代表取締役　小田　一穂
東京都府中市日鋼町一番一〇
(乙)　日本トラスティ情報システム株式会社
代表取締役　田中　博光

合併公告

左記会社は甲を存続会社、乙を消滅会社とする吸収合併契約を締結し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年七月十六日に終了し、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲および乙の最終貸借対照表は次の官報に掲載されたとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月八日
掲載頁　九十九頁（号外第一四四号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月八日
掲載頁　九十九頁（号外第一四四号）
平成二十二年七月二十二日
東京都新宿区四谷二丁目一三番地
(甲)　恒信ビルディング株式会社
代表取締役　組谷　優
東京都千代田区外神田三丁目六番四号第一勧業信用組合秋葉原ビル四階
(乙)　第一勧信ビジネスサービス株式会社
代表取締役　組谷　優